1:10,000 地形図

北部大阪都市計画図（吹田市）

令和七年十一月 編纂

総括図 (案)	令和７年度 北部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （吹田市決定）
S=１／１０，０００	

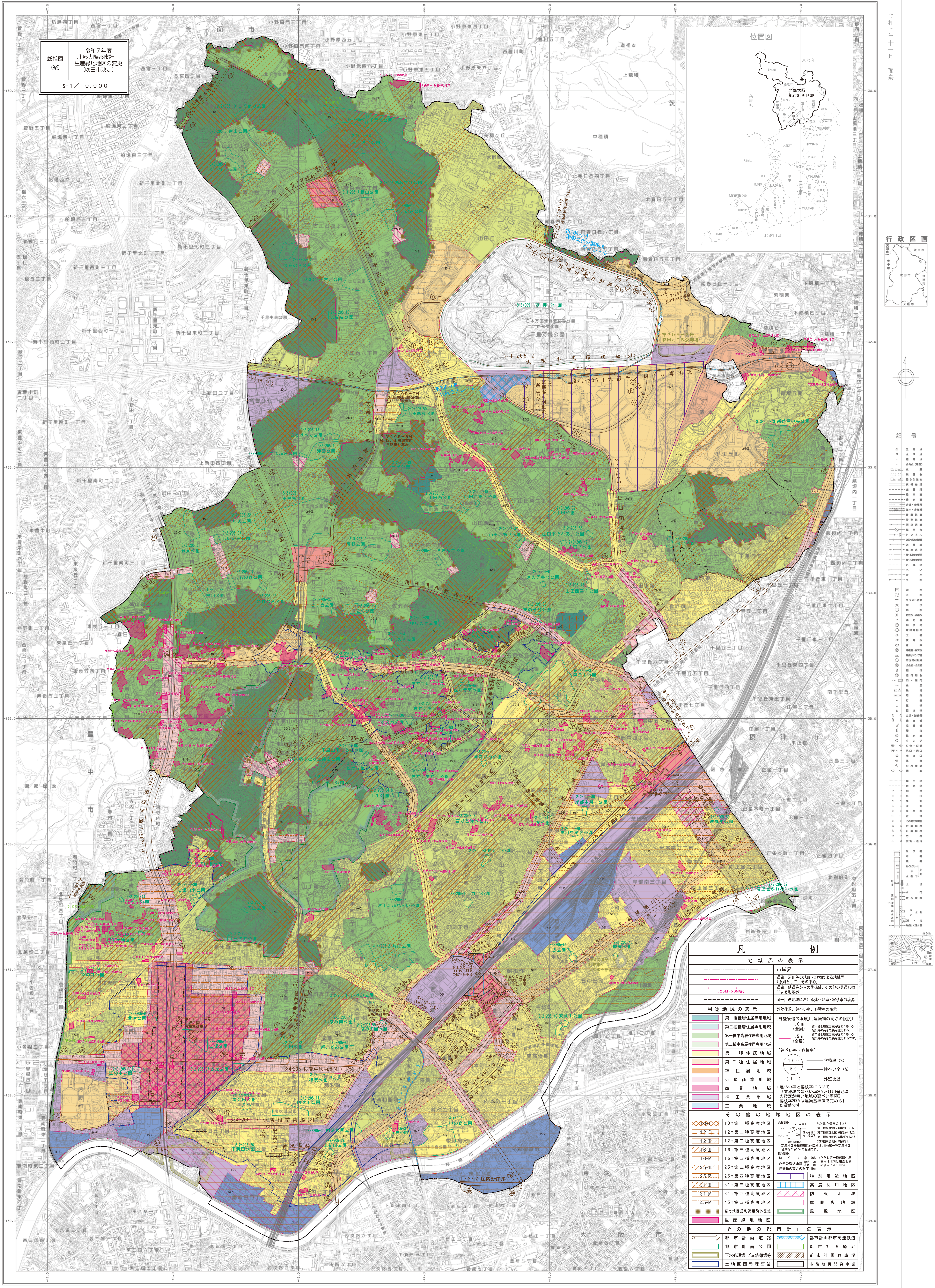

位置図
北部大阪都市計画区域
行政区画
記号
箕面市
茨木市
摂津市
豊中市
大阪市
東淀川区
万博記念公園
大阪中央環状線（6L）
大阪モノレール専用道
千里丘
山田東
3・4・205-15 南千里南幹線（2L）
3・4・205-18 豊中吹田線（4L）
3・4・205-17 小曽根南幹線（2L）
1・2・2 庄内新庄線
3・5・205-1 南正雀線
2・2・205-59 南正雀ふれあい公園
南正雀4-1 生産緑地地区
南正雀4-2生産緑地地区
-47.0
-46.0
-45.0
-44.0
-43.0
-42.0
-41.0
-130.0
-131.0
-132.0
-133.0
-134.0
-135.0
-136.0
-137.0
-138.0
-139.0

凡　　　例

地域界の表示	
―‥―‥―‥―	市域界
―・―・―・―	道路、河川等の地形・地物による地域界（原則として、その中心）
―+―+―+―（25M・50M等）	道路、鉄道等からの後退線、その他の見通し線による地域界
－－－－－－	同一用途地域における建ぺい率・容積率の境界

用途地域の表示	
🟦	第一種低層住居専用地域
🟦	第二種低層住居専用地域
🟩	第一種中高層住居専用地域
🟩	第二種中高層住居専用地域
🟨	第一種住居地域
🟧	第二種住居地域
🟧	準住居地域
🟥	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域

外壁後退、建ぺい率、容積率の表示

〔外壁後退の限度〕〔建築物の高さの限度〕
- - - - 1.0 m（全周）
―― 1.5 m（全周）
第一種低層住居専用地域における建築物の高さの最高限度は10m、第二種低層住居専用地域における建築物の高さの最高限度は12mです。

〔建ぺい率・容積率〕
100 ―― 容積率（%）
50 ―― 建ぺい率（%）
（1.0）―― 外壁後退

※建ぺい率と容積率について
商業地域の建ぺい率80%及び用途地域の指定が無い地域の建ぺい率60%容積率200%は建築基準法で定められた数値です。

その他の地域地区の表示			
10-Ⅰ	10m第一種高度地区		
12-Ⅱ	12m第二種高度地区		
12-Ⅲ	12m第三種高度地区		
16-Ⅲ	16m第三種高度地区		
16-Ⅳ	16m第四種高度地区		
25-Ⅲ	25m第三種高度地区		
25-Ⅳ	25m第四種高度地区	▥	特別用途地区
31-Ⅲ	31m第三種高度地区	▥	高度利用地区
31-Ⅳ	31m第四種高度地区	▨	防火地域
45-Ⅳ	45m第四種高度地区	▨	準防火地域
▒	高度地区緩和適用除外区域	▭	風致地区
🟥	生産緑地地区		

〔高度地区〕
（〇m第△種高度地区）
第一種高度地区 斜線5m+1:0.6
第二種高度地区 斜線5m+1:1.25
第三種高度地区 斜線10m+1:0.6
第四種高度地区 斜線なし
真北
0.6又は1.25
5m又は10m
〇m
建物を建てられる空間
敷地北側境界
※高度地区緩和適用除外区域は、10m第一種高度地区境界線から25mの範囲です。

〔風致地区〕
建ぺい率 40%（ただし第一種低層住居専用地域内は用途地域の規定により10m）
外壁の後退距離 隣地 1.0m 道路 1.8m
建築物の高さの限度 15m

その他の都市計画の表示			
⇨	都市計画道路	⇨	都市計画都市高速鉄道
▭	都市計画公園	▭	都市計画緑地
▭	下水処理場・ごみ焼却場等	▨	都市計画駐車場
▭	土地区画整理事業	▭	市街地再開発事業

令和5年測量

この地形図は、レベル５００の吹田市共通基盤地図データを元に作成した縮尺１／２５００の地形図を、縮小編集したものである。
吹田市以外は、令和２年度に入手した国土地理院基盤地図情報を使用。
本図は、一般参考図ですので、詳細については、吹田市都市計画部都市計画室までお問合せ下さい。
TEL06-6384-1231（代表）

座標系は、平成１４年国土交通省告示第９号による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
座標数値は世界測地系による

1:10,000
0 100 500 1000m

図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は１．０キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面（T.P.）O.P.＋１．３００m
等高線の間隔は２メートル

この測量結果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量結果を使用して得たものである。
（承認番号） 令５ 近公第６４１号

計画機関 吹 田 市

この印刷物は、植物油インキを使用しています。